

(二) 外国人雇用状況の届出事項

イ 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては次の(イ)から(ト) (ホを除く。) に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合にあつては(イ)から(ハ)まで、(ホ及び(へ)に掲げる事項とすること。

(イ) 生年月日

(ロ) 性別

(ハ) 国籍

(ニ) 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること

(ホ) 住所

(ヘ) 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地

(ト) 賃金その他の雇用状況に関する事項

ロ 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険の被保険者でない場合にあつては、イにか

かわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつてはイ(イ)から(ニ)までに掲げる事項と、離職に係る届出にあつてはイ(イ)から(ハ)までに掲げる事項とすること。

(三) 外国人雇用状況の届出事項の確認方法等

イ 確認方法

(イ) 事業主は、外国人雇用状況の届出を行うに当たっては、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格及び在留期間並びに(ニ)イ(イ)から(ハ)までに掲げる事項を、外国人登録法第五条第一項の外国人登録証明書又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号の旅券により、確認しなければならないこと。

(ロ) 外国人雇用状況の届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けている者である場合にあつては、事業主は、(ニ)イ(ニ)に掲げる事項を、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項の資格外活動許可書又は同令第十九条の三の就労資格証明書により、確認しなければならないこと。

ロ 届出時期等

外国人雇用状況の届出時期等は、次のとおりとすること。

(イ) 外国人が雇用保険の被保険者である場合

新たに外国人を雇い入れた場合にあつては翌月の十日までに、離職した場合にあつてはその翌日から起算して十日以内に、当該外国人に係る雇用保険被保険者資格の得喪届と併せて、在留資格、在留期間並びに(二イ)(ハ)及び(二)に掲げる事項を記載して届け出ること。

(ロ) 外国人が雇用保険の被保険者でない場合

雇入れ又は離職日の翌月の月末までに、別に定める様式により届け出ること。

三 募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保

(一) 法第十条の厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるとき以外のときとすること。

イ 事業主が、定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

ロ 事業主が、労働基準法等の規定により特定の年齢層の労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について当該年齢層の労働者以外の労働者の募集及び採用を行うとき。

ハ 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な

制限である場合として次のいずれかに該当するとき。

(イ) 長期間の継続勤務による職業能力の開発及び形成を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としな
い場合であつて学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校等を新たに卒業しようとする者と
同等の処遇で募集及び採用を行う場合に限る。）。

(ロ) 当該事業主が雇用する特定の年齢層の特定の職種の労働者（以下「特定労働者」という。）の
数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件に適合する場合において、当該職種の
業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募
集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）
。

(ハ) 芸術又は芸能の分野における表現の真実性等を確保するために特定の年齢層に属する労働者の
募集及び採用を行うとき。